

みんなでもち花づくり
(まちづくり工房井筒屋)



ふるさと再発見、ふれあいウォーク
(与布土地域自治協議会)



みんなで取り組みればまちづくりは楽しい!

女性や若者をはじめ地域のすべての人が参加したくなるようにしよう

- 地域自治協議会※2
- 地域自治協議会※1
- 顔を合わせて話し合おう (井戸端会議※1)
- そんな時には、自分たちで考え、行動しよう、汗をかこう

みんなが集まってまちづくりを考えよう。

地域の問題、課題が出てきたときに、

1 まちづくりが始まる。

地域に根をおろしたまちづくりを進めていきます。

持てる力を出し合って、

つくっていくという基本姿勢のもと、

私たちは、自分たちのまちは自らたちで考え、

みんなでもちづくりに取り組みませんか。

だけれども、いつまでも住み続けたい朝来市をつくるために

あまごころ

発行 朝来市

地域協働の指針

地域協働を進めるために

(4) 協働事業のコツ

できるところからやってみよう。
目標と情報を全住民で共有しよう。
たくさんの人や団体に参加してもらおう。
みんなの参加意欲を引き出す工夫をしよう。
これまでの協働事業(先行事例)から学ぼう。
市民も、行政職員も自ら育とう。
協働事業は、関係者すべてにとって新しい経験です。協働事業を実施する中で市民も行政職員も学び合い自ら育っていきます。地域を担う人材が生まれること(人づくり)が、地域協働の最も大きな成果です。頑張る人を応援する雰囲気をつくろう。
地域自治を確立しよう。
まちづくり活動は、自分たちのまちを自分たちの手で良くしていくという自主的・主体的な取り組みです。この過程で人材が育ち、地域自治組織も自立していきます。このようなことを積み重ねることによって、地域住民による地域自治が可能となります。

4. 地域協働を変えるために

地域協働を進めていくためには、市民のパワーアップとともに行政の支援が必要です。
行政の支援策としては、地域の創意と工夫によって地域づくりを進めるための資金となる「地域自治包括交付金」や行政職員が地域のまちづくりを支援する「地域支援職員制度」、「まちづくり出前講座」があります。市民のパワーアップのためには、何より女性や若者をはじめ、多くの人参加、活躍できる場・機会づくりが大切です。

発行 朝来市(企画部まちづくり推進課)
協力 第2次分権型システム検討懇話会
〒669-5292 兵庫県朝来市和山町東谷213-1
電話 079-672-6137 FAX 079-672-4041
電子メール machizukur@city.asago.hyogo.jp

3. 地域協働のしくみ

地域協働によりまちづくりを進めて行くに当たっては、
〈地域協働の原則〉(見開きページ参照)に基づき、どのような領域で、どのようなかたち(手法)をとるのかについて検討する必要があります。

(1) 協働にふさわしい領域・分野

地域で行っている公共的活動の中に「地域協働」で実施するがふさわしいものと、それぞれが行う方がよいものがあります(図2)。

行政主体	行政主導	対等	市民主導	市民主体
協働の領域				

図2 地域協働の領域(行政主体～市民主体)

(2) 地域協働のかたち(手法)

地域協働のかたち(手法)には、見開きページのようにさまざまなあります。協働で行う事業にもっともふさわしいかたちを選ぶことが大切です。いずれのかたちにおいても、当事者どうしは対等な関係でなければなりません。

(3) 地域協働のステップ(段階)

- 1 何を協働で取り組んだらいいのか? という、事業の目的・目標を関係者で共有します。
朝来市の地域協働においては、地域自治協議会が窓口となって行政と話し合います。
- 2 協働事業の内容(役割分担)を両者で決めます。その時、それぞれの持っている能力、資源を最大限に活かせるように、市民側(地域自治協議会)が力を付け、自立できるように考慮する必要があります。
- 3 協働事業を役割に応じて実行します。事業の節目節目で、活動内容や成果について情報を交換し合い、理解し合う必要があります。
また市民の理解を深めるために、活動内容を公開し、透明性を保つことも大切です。
- 4 協働事業の評価(振り返り)を行い、経験を次のステップへ反映させます。

1. 朝来市のまちづくりの方向と地域協働

朝来市のまちづくりは、「自考・自行・共助・共創のまちづくり」を基本理念に、市民と行政の協働による「地域協働・地域自治システム」により、市民が主体となって進めています(第1次朝来市総合計画)。

「地域協働・地域自治システム」とは、朝来市の地域のまちづくりを、市民や自治会をはじめとする市民団体、地域団体、事業者等と行政がそれぞれ役割と責任を分担し合い、連携・協力して取り組んでいくというやり方です。

地域の夢を実現したり、地域課題の解決に向けて、地域で考え、行動することは、基本として、より広い範囲で取り組んだ方がよいことは、広域や全市で対応していきます。

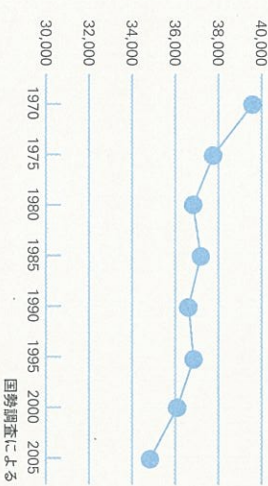
地域協働でまちづくりを進めていく時の市民と行政の間の協力・連携の考え方や取り組み方を示したものがこの《地域協働の指針》です。

2. 地域協働の必要性

(1) 朝来市をとりまく状況

人口は(平成20年3月現在約3万4千人)今後も減少傾向が続くと思われ(図1)。

図1 朝来市の総人口の推移



国勢調査による

少子高齢化が進み(現在高齢化率約28.3%)、今後地域社会の安定した運営が困難になって行く所も出てくると思えます。

税収減、行政ニーズの拡大などで、朝来市の財政状況は今後より厳しくなっています。



写真1 竹田地区での座談会

(4) 地域自治協議会の役割

地域には住民の安心・安全の確保、自然環境や町並みの保全、高齢者や障がいのある方の支援、子育ての応援・青少年の健全育成、商業や農業など産業の活性化、祭りや地域文化の伝承など、広く住民にかかわる公共的な活動がたくさんあります。
これらの活動は、地域自治協議会が中心となり、行政と協働することによって、地域の実情を反映した丁寧な活動が可能となります。

2

まちづくりは地域協働で。

まちづくりの目標を実現するためには、市民と行政が一緒になって知恵を出していこう。そのときの、朝来市の地域協働の基盤となるのが「地域自治協議会」です。

※1 井戸端会議(監談会、円卓会議)
地域の課題や団体・グループ等の活動紹介など、気軽に寄り合っていて、わけへだてなくまちづくりについて話し合う場です。

※2 地域自治協議会

概ね小学校区を単位とする。地域住民おおよび地域の団体で構成される住民自治組織です。地域課題はまず地域で検討・解決していくことを基本姿勢とし、行政とも連携してまちづくり活動を進めます。
平成20年中には全市で設立される予定です。
地域協働の主体となります。

朝来市のまちづくりの目標は……

《自考・自行、共創・共創のまちづくり》により、市民が生き生きと暮らせるまちをつくる！

3

地域協働に取り組む。

地域自治協議会を中心として市民と行政の役割を分担し、効率的で効果的な地域協働のまちづくりを進めましょう。その際の取り組みの基本となるのが《地域協働の原則》です。

補完性の原則

まず地域から。地域でできないことはより広い範囲で取り組もう。

透明・公開の原則

透明・公開が活動の信頼性を高め、市民の理解を深めます。

できるところから

まず、できるところから始めよう。私たちが動き出そう。

目標の共有の原則

明確な目的・目標を共有し、行動しよう。

相互理解の原則

ともに行動する相手をしっかり理解しよう。

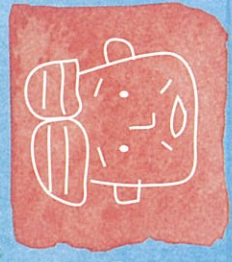
これが《地域協働の原則》です。



市民



協働



行政

自主性尊重の原則

自主的、自発的に行動するときに力を一番発揮できます。

対等の原則

ともに行動する当事者同士は、みんな対等です。

相乗効果の原則

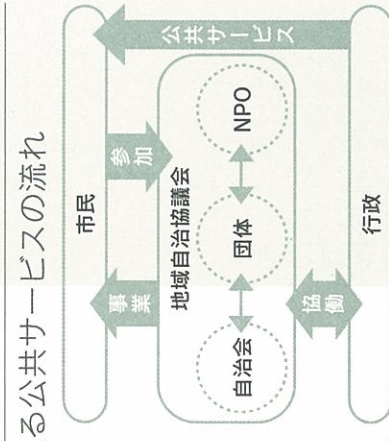
単独でやるより、協働した方がより大きな成果が期待できます。

自己改革の原則

よい成果を生み出すためには、自分も変わろう。

自立化促進の原則

行政からの支援を受けながらも、次第に自立していきます。



※3 指定管理者制度とは

だれもが利用できる公共施設の管理運営を、民間(企業、地域団体、NPO等)にも委ねることができることになり、民間の能力を活用してサービスの向上を図る仕組み。

※4 アドプト制度とは

住民や団体が、公共施設などを「養子」とみなして、清掃や手入れ、美化等を自主的におこなう仕組み。

4

こんな風に広がっています！

朝来市や他市で先進的に取り組まれている「地域協働」の事例。



事例 A

「大町公園」の管理・運営と
藤まつりの実施
住民：与布土地域自治協議会
行政：朝来市(管理、運営委託)

毎年5月頃に「藤まつり」が開催されている白井区の大町公園は、住民による管理組合が管理・運営を担っています。
園内に大きな水車を設置するなど住民パワーを発揮しています。



事例 B

「生野まちづくり工房井筒屋」
の整備、運営
住民：井筒屋運営委員会
行政：朝来市(管理、運営委託)

生野鉱山の郷宿を住民参加で「生野まちづくり工房井筒屋」として再生。まちづくりの拠点として、ひなまつり、七夕祭り、もち花つきりなどのイベントや特産品づくりに取り組んでいます。



事例 C

花いっぱいいのまちづくり活動
(朝来市アドプト制度)
住民：区、学校、個人、事業者等
行政：朝来市(アドプト制度)

朝来市のアドプト制度を活用して、市内各所で住民が「花いっぱい運動」に取り組んでいます。
道路端、公園、公共施設等に、32団体が花を植え育て、まちを美しくしています。



事例 D

与布土地域自治協議会の設立
まちづくり活動の推進
住民：与布土地域自治協議会
行政：朝来市(情報提供、助成)

与布土地区では、住民が地域のまちづくりに取り組むため「与布土地域自治協議会」を立ち上げ、まちづくり計画の策定、環境保全、子ども育成など住民主体のまちづくりを進めています。

他市での先進事例



事例 E

地域がコミュニティバスを運営
住民：長沢地区町内会
行政：兵庫県淡路市(運営委託)

淡路市津名町長沢地区(約110世帯)では、平成7年から町内会が中心となった小型のコミュニティバスを運行。
車両は行政、運行は住民が分担。地区全戸も年間1万円の費用を負担しています。

事例 F

公民館等の指定管理者制度適用
により住民組織が管理・運営
住民：各地域づくり委員会
行政：三重県名張市(指定管理者制度)

名張市内の16の公民館・市民センターを、「地域づくり委員会」が管理・運営し、まちづくりの拠点となっています。
委託費は委員会の活動資金として自主事業等に活用されています。

写真提供：兵庫県立福祉のまちづくり研究所HP

写真提供：名張市